

介護予防訪問型サービスコード表(介護予防訪問介護に相当するサービス):A2

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型サービスⅠ	サービス事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,172	1月につき
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一		1,055	
A2	2111	訪問型サービスⅠ 日割	サービス事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	39	1日につき
A2	2114	訪問型サービスⅠ 日割・同一		35	
A2	1211	訪問型サービスⅡ	要支援1・2(週2回程度) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,342	1月につき
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一		2,108	
A2	2211	訪問型サービスⅡ 日割	要支援1・2(週2回程度) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	77	1日につき
A2	2214	訪問型サービスⅡ 日割・同一		69	
A2	1321	訪問型サービスⅢ	要支援2(週2回を超える程度) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,715	1月につき
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一		3,344	
A2	2321	訪問型サービスⅢ 日割	要支援2(週2回を超える程度) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	122	1日につき
A2	2324	訪問型サービスⅢ 日割・同一		110	
A2	2411	訪問型サービスⅣ	サービス事業対象者・要支援1・2(週1回程度) *1月の中で全部で4回 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	267	1回につき (*)
A2	2414	訪問型サービスⅣ・同一		240	
A2	2511	訪問型サービスⅤ	要支援1・2(週2回程度) *1月の中で全部で5回から8回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	271	1回につき (*)
A2	2514	訪問型サービスⅤ・同一		244	
A2	2621	訪問型サービスⅥ	要支援2(週2回を超える程度) *1月の中で全部で9回から12回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	286	1回につき (*)
A2	2624	訪問型サービスⅥ・同一		257	
A2	1411	訪問型短時間サービス	サービス事業対象者・要支援1・2(20分未満) *1月につき22回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	166	1回につき
A2	1414	訪問型短時間サービス・同一		149	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算 所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数	所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数	所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	所定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数	所定単位数の5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算 200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算 100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 (4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算 (5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算		1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 (2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000		1月につき
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			

\*「1回につき」のサービスコードは、緩和した基準による訪問型サービスと同一月において併用する場合にのみ算定ができるものとします。